

注記事項[一般会計等]

Ⅰ 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

平成20年度から平成27年度までは、基準モデルに基づいて固定資産の評価をしてきた。

引き続き当該評価額とする。

平成28年度からは、取得価額が判明しているものについては取得価額、取得価額が不明なものは再調達価額を基礎とした価額で評価している。

ただし、道路の敷地について、無償で移管を受けたものは備忘価格1円と評価している。

なお、平成20年度開始時資産については、別記のとおり評価した。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

該当なし。

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの

該当なし。

イ 市場価格のないもの

取得原価(取得価額に株数を乗じて算定した額)による。

※取得価額がない場合にあつては、当該株式会社の資本の額及び資本準備金の額の合計額を発行済株式の総数で除して得た額に株数を乗じて算定した額による。

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの

該当なし。

イ 市場価格のないもの

出資金額による。

※出資金の価値が減少した場合は、実質価額による。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし。

なお、販売用土地については棚卸資産として計上していたが、平成23年度より土地として集中管理することに変更した。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く。)

定額法による。

なお、主な耐用年数は以下のとおり。

建物 3~50年、工作物 5~60年、物品 2~31年

② 無形固定資産(リース資産を除く。)

定額法による。

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を1円とする定額法による。

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法による。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、回収不能による損失に備えるため、一般債権については過去5年間の平均不納欠損率により、特定債権については個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上している。

短期貸付金及び長期貸付金については、債務免除又は回収不能による損失に備えるため、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上している。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上している。

③ 退職手当引当金

特別職を含む全職員（本年度末退職者を除く）が、本年度の末日に自己都合退職した場合の要支給額を計上している。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上している。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引及び所有権移転外ファイナンスリース取引

（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円未満の重要性の乏しいものは除く。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理による。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（習志野市公金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等）を範囲としている。

なお、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いを含んでいる。

(8) 消費税の会計処理

税込方式によっている。

2 重要な会計方針の変更等

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産について該当があることから、減価償却の方法を記載した。

3 重要な後発事象

該当なし

4 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるものは、次のとおり。

(1) 保証債務及び損失保証債務負担の状況

一般財団法人習志野市開発公社に対して	71,602,129 円
千葉県信用保証協会に対して	409,373,210 円

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

千葉地方裁判所令和6年(ネ)第5104号損害賠償(国賠)請求控訴事件
 1,966,905円及びこれに対する訴状送達の日(令和5年3月9日)の翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員
 千葉地方裁判所令和7年(ハ)第10002号人権侵害などに対する慰謝料請求事件
 150,000円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等の対象範囲

一般会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等の対象範囲は、普通会計の対象範囲に加えて、

- ・ 後期高齢者医療事業に係る職員給与費
(千葉県後期高齢者医療広域連合への派遣職員分及び会計年度任用職員分)
- ・ 後期高齢者人間ドック助成事業(交付金分のみ)
- ・ 後期高齢者歯科健康診査推進事業
- ・ 後期高齢者健康診査事業
- ・ 後期高齢者保健事業(受託事業収入分)
- ・ 市民参加型市場公募地方債「はばたき債」に係る減債基金からの繰入金・市債償還元金を対象としている。

③ 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度の末の計数としている。

④ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

指標の名称	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準	(参考)	
				令和5年度	早期健全化基準
実質赤字比率	-	11.53%	20.00%	-	11.57%
連結実質赤字比率	-	16.53%	30.00%	-	16.57%
実質公債費比率	7.8%	25.0%	35.0%	7.6%	25.0%
将来負担比率	39.8%	350.0%	/	30.5%	350.0%

※実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は、「-」で表示しています。

⑤ 利子補給等に関する債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

一般財団法人習志野市開発公社	1,026,766,145 円
公益財団法人習志野市スポーツ振興協会	679,388,000 円
社会福祉法人習志野市社会福祉協議会	187,170,500 円
株式会社JECC	71,679,960 円
株式会社内藤ハウス千葉営業所	764,504,400 円
立川ハウス工業株式会社千葉営業所	107,948,830 円
習志野大久保未来プロジェクト株式会社	2,694,289,048 円
東京センチュリー株式会社	21,240,684 円
株式会社オーエンス	186,252,000 円
ナンシンワコーグループ	75,120,000 円
株式会社図書館流通センター	220,298,200 円
株式会社ならしのスクールランチ	3,492,195,750 円
京成バラ園芸株式会社	55,880,000 円
株式会社オービス千葉営業所	156,387,764 円
興銀リース株式会社	1,249,198,200 円
社会福祉法人江戸川豊生会	22,000,000 円
社会福祉法人豊立会	132,602,800 円
谷津千潟ワイズ・ユースパートナーズ	368,500,000 円
株式会社日立システムズ	536,324,514 円
株式会社ダイゾー	41,514,000 円
日立キャピタル株式会社	56,232,000 円
三菱電機クレジット株式会社	82,592,280 円
NECキャピタルソリューション株式会社	300,270,960 円
株式会社スマートバリュー	6,336,000 円
株式会社関東広興	8,703,288 円
NTT・TCリース株式会社	69,843,840 円
Sky株式会社	39,112,095 円
富士産業株式会社	231,000,000 円
東日本旅客鉄道株式会社	3,649,906,000 円
株式会社サクラ設備	883,228,500 円
福葉水道株式会社	402,820,000 円
習志野工業株式会社	308,220,000 円
栄工業株式会社	260,260,000 円
鈴木水道株式会社	259,600,000 円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

逓次繰越額

基本構想・基本計画策定事業	114,000 円
習志野文化ホール再生事業	5,521,520 円
第4次男女共同参画基本計画策定事業	1,231,049 円
環境基本計画策定事業	1,959,800 円
新清掃工場建設等検討事業	32,590,200 円
一般廃棄物処理基本計画策定事業	5,422,000 円
自転車駐車場維持管理事業	5,938,900 円
公園維持管理事業	4,604,270 円
住生活基本計画策定事業	1,751,152 円
大久保小学校校舎改築事業	216,022,462 円
大久保東小学校校舎改築事業	63,748,000 円
鷺沼小学校建設事業	38,362,600 円
小学校長寿命化改修事業	382,745,545 円
第二中学校校舎改築事業	1,153,214,602 円

繰越明許費

戸籍・住民基本台帳等事務費	62,121,000 円
令和6年度住民税非課税世帯生活支援給付金交付事業	179,329,510 円
保育所私立化事業	104,838,000 円
出産・子育て応援事業	1,705,000 円
立体交差ポンプ室管理費	15,455,000 円
3・3・1号線整備事業	123,103,654 円
3・3・3号線整備事業	207,977,351 円
千葉都市計画道路3・3・15号線整備事業	6,198,611 円
千葉都市計画道路3・3・15号線外2線整備事業	7,293,356 円
市営住宅維持管理事業	129,017,000 円
消防通信事業費	8,966,000 円
小学校大規模改造事業	183,124,000 円
高等学校管理運営費	12,240,000 円

事故繰越額

イメージキャラクターPR・活用事業	863,998 円
-------------------	-----------

⑦ 過年度修正に関する事項

過年度に契約したリース資産について、本年度において計上した。この修正により、本年度の貸借対照表において、建物が1,421,501,400円、工作物が282,851,424円、その他(固定負債)が1,271,267,760円、その他(流動負債)が216,542,532円増加している。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳

ア 範囲

令和7年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

予算措置なし

② 基金借入金(繰替運用)の内容

基金名称	期 間		繰替使用額
財政調整基金	令和6年4月1日	～ 令和6年5月31日	1,000,000千円
財政調整基金	令和6年10月16日	～ 令和7年3月31日	2,500,000千円
財政調整基金	令和6年10月30日	～ 令和7年3月31日	500,000千円
財政調整基金	令和6年12月19日	～ 令和7年3月31日	1,500,000千円
財政調整基金	令和7年2月10日	～ 令和7年3月31日	1,000,000千円
財政調整基金	令和7年2月27日	～ 令和7年3月31日	579,000千円
市債管理基金	令和7年2月27日	～ 令和7年3月31日	1,000,000千円

③ 地方交付税措置のある地方債のうち、後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

39,086,421 千円

④ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

四市複合事務組合

1,560,343 千円

⑤ 地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定要素

標準財政規模

37,304,947 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

3,422,803 千円

普通会計の将来負担額

74,958,071 千円

〔内訳〕 地方債の現在高

51,673,176 千円

債務負担行為に基づく支出予定額

5,130,196 千円

公営企業債等繰入見込額

7,032,833 千円

組合負担等見込額

1,560,343 千円

退職手当負担見込額

9,541,338 千円

設立法人の負債額等負担見込額

20,185 千円

連結実質赤字額

0 千円

組合連結実質赤字額負担見込額

0 千円

充当可能財源等

61,448,350 千円

〔内訳〕 充当可能基金

12,229,164 千円

充当可能特定歳入

10,132,765 千円

基準財政需要額算入見込額

39,086,421 千円

(差引) 普通会計が将来負担すべき実質的な負債

13,509,721 千円

⑥ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

2,754,981,906 円

⑦ 道路の敷地の評価額

ア 昭和59年度以前に取得した道路の敷地について、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の原則的な評価基準及び評価方法によった場合の評価額

2,910 円

イ 昭和59年度以前に取得した道路の敷地について、貸借対照表に計上されている評価額

96,547,493,936 円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

① 純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

ア 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上している。

イ 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上している。

② 過年度に契約したリース資産を令和6年度に計上したことによる影響額

(単位:円)

	合計	固定資産等形成分	その他・余剰分(不足分)
その他	1,704,352,824	1,704,352,824	-

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 業務・投資活動収支

業務活動収支	+	3,690,060,199 円
うち 支払利息支出	+	172,558,151 円
投資活動収支	+	△ 6,985,476,646 円
うち 基金積立金支出	+	2,575,748,116 円
うち 基金取崩収入	△	5,366,221,318 円
基礎的財政収支		△ 5,913,331,498 円

② 既存の決算情報との関連性

(単位:円)

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	81,499,981,771	79,011,747,237
前年度からの繰越金に伴う差額	△ 2,191,706,103	-
前年度決算剰余金のうち財政調整基金積立額	-	1,800,000,000
資金収支計算書	79,308,275,668	80,811,747,237

③ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていない。

一時借入金の借り入れはなし。

なお、一時借入金の限度額は4,000,000千円である。

④ 重要な非資金取引

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額

屋敷小学校仮設校舎賃貸借	資産額	438,900,000 円
	年度末負債額	231,000,000 円
谷津南第四児童会施設賃貸借	資産額	107,595,262 円
	年度末負債額	105,621,037 円
公営住宅管理システム賃貸借	資産額	7,583,400 円
	年度末負債額	7,330,620 円
市立幼稚園及び小中学校空調機器賃貸借	資産額	1,421,501,400 円
	年度末負債額	1,249,198,200 円
道路照明灯賃貸借(津田沼地区他)	資産額	32,322,780 円
	年度末負債額	21,240,684 円
道路照明灯賃貸借(JR津田沼駅前)	資産額	65,604,000 円
	年度末負債額	56,232,000 円
公園照明灯賃貸借	資産額	96,357,660 円
	年度末負債額	82,592,280 円
道路照明灯賃貸借(茜浜3丁目地区)	資産額	9,992,664 円
	年度末負債額	8,703,288 円
道路照明灯賃貸借(奏の杜地区)	資産額	78,574,320 円
	年度末負債額	69,843,840 円

別記

有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

平成20年度開始時資産については、下記のとおり評価した。

事業用資産

1. 土地・・・原則として固定資産税評価額を採用

- ・平成23年度決算にて変更
固定資産税評価額にて再評価した。

2. 建物・・・再調達価額により評価

・取得価額判明

$$\begin{aligned} \text{再調達価額} &= \text{建築額} \times \text{デフレータ} \\ \text{開始時簿価} &= \text{再調達価額} - \text{減価償却累計額} \end{aligned}$$

・取得価額が不明の場合

- ① (社)全国市有物件災害共済会の保険申込時における建築価額を取得価額とみなし、上記判明分と同様に算定した。

- ② ①により判明しなかった場合は以下の式により算定した。

$$\begin{aligned} \text{再調達価額} &= \text{対象建物の延床面積} \times \text{建物構造別・用途別単価} \\ \text{開始時簿価} &= \text{再調達価額} - \text{減価償却累計額} \end{aligned}$$

3. 工作物

A. 耐震性井戸付貯水槽

$$\begin{aligned} \text{再調達価額} &= \text{取得価額(事業費)} \times \text{デフレータ} \\ \text{開始時簿価} &= \text{再調達価額} - \text{減価償却費累計額} \\ &(\text{デフレータは建設工事費デフレータの工事種別「水資源機構」を利用}) \end{aligned}$$

B. プール

$$\begin{aligned} \text{再調達価額} &= \text{取得価額(事業費)} \times \text{デフレータ} \\ \text{開始時簿価} &= \text{再調達価額} - \text{減価償却費累計額} \\ &(\text{デフレータは建設工事費デフレータの工事種別「非住宅 その他」を利用}) \end{aligned}$$

- ・取得価額が不明である場合の再調達価額は、事業費が判明しているものの再調達価額から主要構造に応じて、水面面積1㎡あたりの単価を算出。

$$\begin{aligned} \text{主要構造:鋼板 うち事業費が判明しているプール 5箇所} \\ 429,164,648\text{円} \div 2,070\text{m}^2 = 207,326\text{円}/\text{m}^2 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{主要構造:鉄筋コンクリート うち事業費が判明しているプール 6箇所} \\ 62,832,828\text{円} \div 700\text{m}^2 = 89,761\text{円}/\text{m}^2 \end{aligned}$$

これに、各プールの水面面積を乗じて算出した。

C. スポーツ施設

$$\begin{aligned} \text{再調達価額} &= \text{取得価額(事業費)} \times \text{デフレータ} \\ \text{開始時簿価} &= \text{再調達価額} - \text{減価償却費累計額} \\ &(\text{デフレータは建設工事費デフレータの工事種別「公園」を利用}) \end{aligned}$$

- ・取得価額には、付属設備も含めた。

・取得価額が不明のものうち、秋津多目的広場（少年野球場）については、類似施設（実籾本郷公園多目的広場の野球場）の事業費より、取得価額を算出。

平成9年度実籾本郷公園多目的広場：野球場（防球ネット、芝生）

事業費59,661,000円÷デフレータ102.2×85.7=50,028,842円

D. 機械器具

機械器具については、財産上の観点から取得価額をもって価額算定の基礎としたが、建物等と一体となって機能を果たしているものについては、建物に準じて減価償却資産として価額算定をした。

・芝園清掃工場、リサイクルプラザ、茜浜衛生処理場、消防指令装置の開始時簿価は、下記の式により算定。

再調達価額 = 取得価額（事業費）× デフレータ

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額

・芝園清掃工場、リサイクルプラザなどは一連の工程でその機能を果たしていることから、一体とみなして算定した。

・学校にあるポンプ設備、照明灯の一部については、それぞれ取得価額が建物、工作物【スポーツ施設】に含まれているため、機械器具としての算定はしなかった。

・取得価額が不明のものうち、照明灯については同性能の資産の取得価額をもって再調達価額とした。

・プラネタリウムについては、保険による再調達価額を利用した。

インフラ資産

1. 土地

インフラ資産のうち、道路、水路、河川、港湾等、土地とその上部構造の工作物等が不可分一体（当該工作物等が移動不可能または移動しないと想定されるケース等）とみられる場合、かかる土地の取得価額が不明な場合がほとんどであり、事業用資産と同様に固定資産税評価額を再調達価額として開始時簿価とした。但し、道路（土地）については平成19年度路線単価に道路台帳で把握している面積を乗じて算出した。

平均単価

平成19年の路線単価の合計÷路線本数≒平成19年路線単価の平均

404,528,705円 ÷ 4,403 ≒ 91,900円（百円単位四捨五入）

・平成23年度決算にて変更

道路の敷地についても、全て登記済の土地を固定資産税評価額により算定した。

その他の土地についても、固定資産税評価額にて再評価した。

2. 建物

再調達価額 = 建築額 × デフレータ

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却累計額

・原則として、デフレータは（社）全国市有物件災害共済会のデフレータ 建物構造別・用途別デフレータを利用した。

・取得価額が不明の場合

① (社) 全国市有物件災害共済会の保険申込時における建築価額を取得価額とみなし、上記判明分と同様に算定した。

② ①により判明しなかった場合は以下の式により算定した。

再調達価額 = 対象建物の延床面積 × 建物構造別・用途別単価

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却累計額

・建物に付された火災保険の建物構造別・用途別の単価は建物構造別・用途別の単価表を利用した。

3. 工作物

A. 防火水槽

再調達価額 = 取得価額(事業費) × デフレータ

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額

(デフレータは建設工事費デフレータの工事種別「水資源機構」を利用)

・供用開始年月日が不明のものは、昭和33年以前に供用を開始したものとして算定した。

・取得価額が不明である場合の再調達価額は、事業費が判明しているものの再調達価額から容量1㎡あたりの単価を算出した。

事業費が判明している防火水槽 37箇所

$165,431,285円 \div 1,660㎡ = 899,657円/㎡$

これに、各防火水槽の容量を乗じて算出した。

B. 道路

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額

<再調達価額>

① 幹線1級・2級・一般市道ごとに実延長をもとに実面積を算出した。

② 幹線1級及び2級の道路についてはモデル道路築造費(W=11.0m L=1.0m 両サイド側溝設置・道路照明灯含む)により1㎡当たりの単価(千円単位四捨五入)を算出し、その単価に基づき再調達価額とした。

③ 一般市道については、舗装工事費をもとに1㎡当たりの単価(百円単位四捨五入)を算出し、その単価に基づき再調達価額とした。

【道路一標準単価1㎡当たり】

道路種類	単価
幹線1級	26,000円
幹線2級	26,000円
一般市道	7,300円

・道路台帳が管理されていない昭和61年度以前の道路は把握することが困難なので、使用開始年度は48年前(耐用年数)の昭和31年(1956年)と昭和62年(1987年)の中間をとり、昭和47年(1972年)とみなした。

・道路については個別に把握は困難なので1年度1資産とした。

・認定外道路は、供用開始日がないために、昭和61年度以前部分に含めた。

・昭和62年度以降は台帳から算出した。

・公図上で地番が記載されていない土地及び農道は算出しなかった。

C. 公園

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額

<再調達価額>

- ① 事業費が判明した公園については、事業費をもって再調達価額とした。
- ② 事業費が不明の公園については事業費が判明した公園の種類ごとの事業費を現況地積で割り返し、1㎡当たりの単価(百円単位四捨五入)を算出し、その単価に基づき再調達価額とした。

【公園—標準単価】

公園種類	単価
①地区公園	12,100円
②近隣公園	11,000円
③街区公園	9,900円
④都市緑地・都市緑道	1,200円
⑤その他(※1)	個別に判断

※1 谷津千潟公園は事業費又は都市緑地の単価を適用
 秋津公園は事業費
 香澄公園は事業費
 海浜公園は地区公園の単価を適用
 鷺沼台2丁目暫定広場は街区公園の単価を適用

・地区公園標準単価について

実籾本郷公園 事業費 501,392,100円 ÷ 41,328.74㎡ ≒ 12,100円

・近隣公園標準単価について

袖ヶ浦西近隣公園 事業費 203,970,650円 現況地積 22,225.00㎡
 袖ヶ浦東近隣公園 事業費 223,797,730円 現況地積 22,073.27㎡
 屋敷近隣公園 事業費 291,682,610円 現況地積 20,444.49㎡
 計 719,450,990円 計 64,742.76㎡
 719,450,990円 ÷ 64,742.76㎡ ≒ 11,100円

・街区公園標準単価について

東習志野ふれあい広場 事業費 90,125,837円 現況地積 8,998.87㎡
 屋敷ふれあい公園 事業費 62,118,000円 現況地積 6,309.47㎡
 計 152,243,837円 現況地積 15,308.34㎡
 152,243,837円 ÷ 15,308.34㎡ ≒ 9,900円

・緑地等標準単価について

谷津5丁目公園 事業費 4,831,730円 現況地積 4,020.88㎡
 4,831,730円 ÷ 4,020.88㎡ ≒ 1,200円

D. 橋りょう

$$\text{開始時簿価} = \text{再調達価額} - \text{減価償却費累計額}$$

<再調達価額>

- ① 橋梁ごとに実延長をもとに実面積を算出した。
- ② 橋梁を跨線橋と一般橋梁に分類し、モデル事業築造費により1㎡当たりの単価(百円単位四捨五入)を算出し、その単価に基づき再調達価額とした。

【橋梁—標準単価1㎡当たり】

橋梁種類	単価
跨線橋	560,900円
一般橋梁	356,800円

・道路台帳が管理されていない昭和61年度以前のすべての橋梁は把握することが困難なので、供用開始が不明の場合は使用開始年度を60年前(耐用年数)の昭和19年(1944年)と昭和62年(1987年)の中間をとり、昭和42年(1967年)とみなした。

・橋梁については個別に特定できるので個別に管理することとする。

E. 人工地盤

$$\text{開始時簿価} = \text{再調達価額} - \text{減価償却費累計額}$$

<再調達価額>

- ① 人工地盤は、道路の一部を構成しているが、一般の道路とは構造が異なるため、別途価額を算定した。
- ② 該当3箇所について、次のとおり算定した。
 - ・ペDESTリアンデッキ南口…事業費にデフレータ(道路橋梁)を使い再調達価額を算定
 - ・ペDESTリアンデッキ北口…事業費が不明なので南口事業費1㎡当たりの再調達価額をもとに算定
 - ・津田沼駅構内跨人道橋…事業費にデフレータ(道路橋梁)を使い再調達価額を算定
- ③ 耐用年数は橋梁と同じ60年とした。

F. 水門・護岸

港湾は3件確認できたが、事業費を特定することが困難であったので備忘価額1円とし、今後の検討課題とする。

G. 機械器具

機械器具については、財産上の観点から取得価額をもって価額算定の基礎としたが、建物等と一体となって機能を果たしているものについては、建物に準じて減価償却資産として価額算定をした。

・地下水浄化施設、ポンプ室の開始時簿価は、下記の式により算定した。

$$\text{開始時簿価} = \text{取得価額} - \text{減価償却費累計額}$$

・公園にあるポンプ室については、取得価額が工作物【公園】に含まれているため、機械器具としての算定はしなかった。

・取得価額が不明の2件については、再調査することとし、開始時簿価は1円とした。

物品

物品については、取得価格または見積価格が50万円以上の重要物品を計上した。

A. 物品

$$\text{開始時簿価} = \text{取得価額} - \text{減価償却費累計額}$$

取得価額が不明である場合の開始時簿価は、同性能の当該資産の市場価額をもって再調達価額とし、下記の式により算定した。

$$\begin{aligned}\text{再調達価額} &= \text{同性能の当該資産の市場価額} \\ \text{開始時簿価} &= \text{再調達価額} - \text{減価償却費累計額}\end{aligned}$$

・令和2年度決算にて変更

習志野市財務規則第274条第1項に定める重要物品の金額を50万円以上から100万円以上に変更したことに伴い、取得価格または見積価格が100万円以上のものを計上することに変更した。

(令和2年4月1日以降、新たに計上するものに限る。)

・令和4年度決算にて変更

固定資産台帳システム更改に伴い、全ての物品について、取得価格または見積価格が100万円以上のものを計上することに変更した。令和2年3月31日以前に計上した、取得価格または見積価格が50万円以上100万円未満のものについては、固定資産台帳上、除却処理を行った。

B. 美術品

美術品については購入金額が判明した分は購入価額を取得価額とした。

寄贈等により取得価額が不明の場合は、保険価額を取得価額とした。

その他不明分については、美術年鑑等により評価をした。

$$\text{開始時簿価} = \text{取得価額}$$

(美術品については時の経過により資産価値が減少しないため減価償却を要しない。)

・平成28年度決算にて変更

取得価格または見積価格が300万円以上のものを計上した。

C. 車両運搬具

車両運搬具は、市の重要な資産との認識から、開始時簿価が50万円未満であっても、全て計上することとした。

使用に要されている間は耐用年数経過後も1円の備忘価額とした。

$$\text{開始時簿価} = \text{取得価額} - \text{減価償却費累計額}$$

取得価額が不明である場合の開始時簿価は、同性能の当該資産の市場価額をもって再調達価額とし、下記の式により算定した。

$$\begin{aligned}\text{再調達価額} &= \text{同性能の当該資産の市場価額} \\ \text{開始時簿価} &= \text{再調達価額} - \text{減価償却費累計額}\end{aligned}$$